

2004年4月1日

各位

昭和電線電纜株式会社
(コード番号 5805)

コンプライアンス体制の充実とリスク管理の強化について

企業として求められる社会的責任(CSR)を果たしていくことを念頭におき、2004年4月より、コンプライアンス委員会を設置し、企業倫理行動の取り組みを徹底するとともに、事業を取り巻くリスク管理の強化を図ってまいります。

全社の倫理風土を体系的に継続できる体制を整備することを目的に、企業行動規範を見直し、行動マニュアルの作成、教育の徹底、社内チェック体制の充実、内部通報制度の導入など具体的な施策を進めることといたしました。

また、当社をとりまく株主や取引先のみならず、従業員、投資家、消費者、地域社会等のステークホルダーとの関係を重視し、信頼を高めるべくリスク管理の強化に積極的に取り組んでまいります。

1. 企業行動規範の見直し

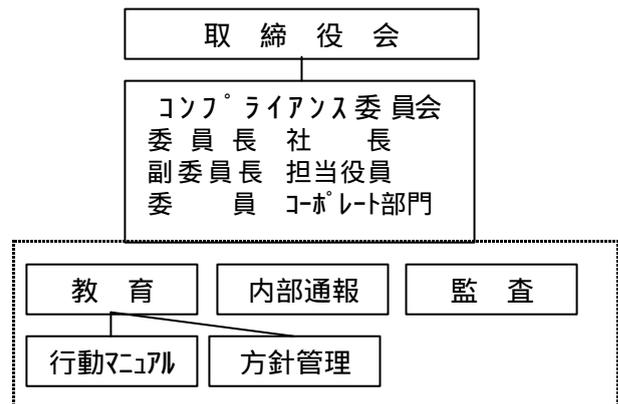
良識ある企業活動、人間尊重に加え、環境調和、社会貢献も重視した企業行動原則を示す内容に「経営理念」、「経営方針」ならびに「企業行動規範」を改訂いたしました。

また、継続的な体制を保持するため、行動マニュアルの整備、教育、監査体制などの充実や内部通報制度の導入を進めてまいります。

2. コンプライアンス委員会の設置

トップを委員長、副委員長に担当役員をおき、コーポレートの部門長より実行委員を選任し、4月1日付でコンプライアンス委員会を設置いたしました。

同委員会は、トップ直轄の組織と位置付け、全社方針・行動マニュアルの策定、教育計画、実行計画などの決定、監査によるフォロー・チェック、取締役会への上申ならびに「内部通報制度」の運営をいたします。



- 1) 教育 行動マニュアルを周知し、委員会方針のもと、各部門の方針管理の1項目として具体的教育計画を設定し、フォロー、評価を継続的に実施する。
- 2) 内部通報制度 社員が企業行動規範に違反する行為等を発見した場合、職制ルートでない相談・連絡窓口を新たに開設した。窓口は、委員会事務局、監査部門が担当する。通報者の秘密は厳守し、通報したことにより不利益な取り扱いをしない。
- 3) 監査 継続的に実施可能な監査の仕組みを確立するため、監査室を主体に体制を整備し、進捗状況を確認する実査を行う。

3. リスク管理体制の強化

品質、環境、契約、知的財産、投資、海外取引等の経営上の重要なリスクについては、取締役会に報告し、対応を決定する体制を徹底いたします。

具体的には、各部門の責任、取るべき行動を明確にし、継続的な体制を保持するためのプログラムとして、各部門の方針展開に落とし込み徹底を図るとともに、定期的な監査によりリスク管理体制の維持を図ります。

本件に対するお問合せ先： 総務部 法務・広報グループ TEL 03-5532-1911

以上